

令和3年貝塚市教育委員会会議  
第7回臨時会会議録

令和3年11月11日開会

令和3年11月11日閉会

令和3年11月11日（木）午後1時30分

貝塚市教育庁舎3階会議室

| 日程<br>番号 | 議案 |    | 事<br>件<br>名                       | 備考 |
|----------|----|----|-----------------------------------|----|
|          | 種別 | 番号 |                                   |    |
| 1        |    |    | 会議録署名委員の指名                        |    |
| 2        |    |    | 会期決定の件                            |    |
| 3        | 報告 | 4  | 令和3年度教育費補正予算(第5号)の件               |    |
| 4        | 議案 | 48 | 令和3年度教育費補正予算(第6号)の件               |    |
| 5        | 〃  | 49 | 貝塚市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する<br>規則制定の件 |    |
| 6        | 〃  | 50 | 貝塚市立グラウンド条例施行規則の一部を改正する<br>規則制定の件 |    |
| 7        | 〃  | 51 | 令和4年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件           |    |
| 8        | 〃  | 52 | 令和3年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録<br>承認の件   |    |

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 令和3年度教育費補正予算(第5号)の件
4. 令和3年度教育費補正予算(第6号)の件
5. 貝塚市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
6. 貝塚市立グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
7. 令和4年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件
8. 令和3年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件

教育長及び出席委員

|     |        |         |
|-----|--------|---------|
|     | 鈴木 司郎  | 教育長     |
| 1 番 | 樽谷 栄子  | 教育委員会委員 |
| 2 番 | 西村 卓也  | 教育委員会委員 |
| 3 番 | 田中 廉久  | 教育委員会委員 |
| 4 番 | 浅田 真由美 | 教育委員会委員 |

議案説明のため出席した者

教育部長  
教育総務課長  
社会教育課長  
中央公民館長  
青少年教育課長

樽谷 修一  
山本 利恵子  
西川 桂子  
甲斐 裕二  
古家 拓実

教育部参与  
学校教育課参事  
スポーツ振興課長  
図書館長

浦川 英明  
永井 隆幸  
岸和田谷 貴浩  
見川 直子

事務局職員出席者

山本 利恵子 教育総務課長  
小牧 真也 教育総務課長補佐  
荒川 佳一 教育総務課主査

午後 1 時 30 分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 3 年貝塚市教育委員会会議第 7 回臨時会を開きます。  
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。  
以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。  
本日開会されました令和 3 年貝塚市教育委員会会議第 7 回臨時会は、11 月 8 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時 30 分と定めてご通知申し上げます。  
今回の提案事件は、報告 1 件、議案 5 件であります。  
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

- 
- 教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、1 番 樽谷 栄子 委員、3 番 田中 廉久 委員を指名いたします。

- 
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

- 
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、報告第 4 号 令和 3 年度教育費補正予算(第 5 号)の件を議題といたします。

---

#### 報告第 3 号 令和 3 年度教育費補正予算(第 5 号)の件

---

- 教育長（鈴木 司郎） これより報告主旨の説明を求めます。樽谷 修一 教育部長。
- 教育部長（樽谷 修一） 報告第 4 号 令和 3 年度教育費補正予算(第 5 号)の件について、ご説明申し上げます。  
まず、歳入の表をご覧ください。  
第 14 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 6 目 教育費国庫補助金における小学校費補助金 82 万 5 千円、および中学校費補助金 42 万 5 千円の補正は、学校における感染症対策や教職員の資質向上、および児童生徒の学力保障に係る学校保健特別対策事業費補助金であります。  
続きまして、歳出の表をご覧ください。  
第 10 款 教育費、第 2 項 小学校費、第 1 目 学校管理費における 165 万円、および第 10 款 教育費、第 3 項 中学校費、第 1 目 学校管理費における 85 万円の追加補正は、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら児童生徒の学習を保障するために、各教室の換気状況を把握する二酸化炭素濃度測定器を購入するものであります。  
尚、補正予算につきましては、議会におきまして議決すべき事案でございますが、この学校保健特別対策事業については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと判断したことから、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき令和 3 年 9 月 18 日付で専決処分を行ったものでございます。  
以上のとおりでありますので、何卒ご了承たまわりますようお願い申し上げます。
- 教育長（鈴木 司郎） 報告主旨の説明が終わりました。  
ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 二酸化炭素濃度測定器は、1 台いくらのものですか。

○教育長（鈴木 司郎） 秦 真人 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 真人） 性能も考えると、定価1万円程度のものが妥当ということでしたので、1台8千円位を見越した台数を入札にかけたところ、実際はもう少し安くなりました。

○教育長（鈴木 司郎） 学校現場において、教室の中の二酸化炭素濃度が上がり、窓を開けなければならぬという状態はどの程度生じていますか。秦 真人 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 真人） 今日、二色小学校で話を聞いたところ、数値が1300、1400で窓を開けるといことになっておりますが、二色小学校は人数が少ないということもあり、それまでいくことはないということです。私どもの学校教育課にも、試験的に1台置いていたのですが、全員職員が集まり窓を閉め切った状態で話をしておりますと、やはり1000を超えます。しかし、窓を開けると1分後には600台まで下がります。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、本案についての報告を終了いたします。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第48号 令和3年度教育費補正予算(第6号)の件を議題といたします。

---

議案第48号 令和3年度教育費補正予算(第6号)の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。樽谷 修一 教育部長。

○教育部長（樽谷 修一） 議案第48号 令和3年度教育費補正予算(第6号)の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

歳出のページをご覧ください。

第10款 教育費、第5項 社会教育費、第5目 図書館費における543万4千円の補正は、市民図書館受水槽取替工事の工事請負費を計上するものであります。これは、平成元年の図書館開館当初に設置した受水槽が経年劣化により本体が変形、破損し、部分補修が不可能であるため更新するものです。

以上のおりでありますので、何卒ご承諾よろしくお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

---

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第49号 貝塚市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件及び日程第6、第50号 貝塚市立グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則制定の件を一括して議題といたします。

---

- 教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。樽谷 修一 教育部長。
- 教育部長（樽谷 修一） 議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、一括してご説明します。  
参考資料として、新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。  
まず、両議案共通の改正項目についてご説明します。両議案は、本年 12 月 1 日から貝塚市スポーツ施設予約システムを導入することに伴い、使用許可の申請方法、許可書の交付及び使用料の納付時期等について所要の整備を行い、規則の一部を改正しようとするものです。  
次に貝塚市グラウンド条例施行規則につきましては、上記改正項目に加え、夜間照明の使用時間の単位を定めるとともに使用料の還付について整理を行い、規則の一部を改正しようとするものです。  
以上のとおりですので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。
- 教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。  
ただいまから、質疑に入ります。浅田 真由美 委員。
- 委員（浅田 真由美） 予約システム導入後、窓口では一切受け付けないということですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） お手元の資料にありますように、2 か月前の 1 日から開始される抽選申し込みについては、予約システムから予約をしていただく形になります。ご質問の、予約システムからしか予約できないのかという点ですが、2 か月前の 21 日以降、抽選後の空き枠については予約システムで順次予約でき、また、従来通り体育館へ来ていただいて予約することもできます。しかし、コロナ禍に体育館へ来ていただいて抽選をすることがないように、予約システムを導入するものでありますので、教育委員会としては、なるべく予約システムを使って予約をしていただくように促していくところです。ただし、2 か月前の 21 日からは市内の方は体育館で申し込むということも可能でございます。
- 教育長（鈴木 司郎） インターネットの設備がなく予約ができない場合は、教育委員会や市役所に予約システムが使える機器は置いているのかという質問等はありませんか。また、インターネットの設備がない方へのフォローについて教えてください。岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） 体育館へ予約システム専用端末を 1 台置いております。またスポーツ振興課にも 1 台置く予定です。それを窓口で使っていただくことも可能かと考えておりますが、現在、予約システムに使うタブレットの導入も検討しているところです。
- 教育長（鈴木 司郎） あと一月を切っているところですが、市民の方から苦情や問い合わせ等が来ていれば教えてください。岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） 今のところ、スポーツ協会関係の連盟の方から、ID 登録の方法がわかりにくいというご質問がありますが、その都度スポーツ振興課や体育館の職員がご説明差し上げて登録いただいているところです。今のところ苦情は来ておりません。
- 教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） 予約システムから申し込む場合、例えば、市外の方が同じ団体に所属する市内の人の名前を使って予約することが可能になると考えられますが、その点はいかがですか。
- 教育長（鈴木 司郎） 岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） 1 団体につき ID は 1 つになりますので、そのような予約方法は可能であると考えられます。
- 教育長（鈴木 司郎） 例えば、団体で登録すれば ID は 1 つですが、その団体に所属する人が個々に ID を取得すれば、抽選の当選率は上がることになります。その点はどのように整理される予定ですか。岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） おっしゃる通りのことが起こり得ますが、それぞれが正当な予約方法でありますので、対処することは考えておりません。
- 教育長（鈴木 司郎） わかりました。すると、おそらく皆さんは個人でも ID 登録をし、1 つの団体が何重にも申し込んできた中で抽選が行われる、というイメージですね。

○スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） そのような事はあると思います。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。

先程申し上げた事態などが、今後色々と起こってくると思いますので、その都度ご報告いただきながら、市民の方々が公平に使えるような体制を作っていただきたいと思います。よろしく願います。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第51号 令和4年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件を議題といたします。

---

#### 議案第51号 令和4年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件

---

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。浦川 英明 教育部参与。

○教育部参与（浦川 英明） 令和4年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度末及び令和4年度当初の本市の公立幼小中学校教職員の人事を行うに際し、その基本方針を定めようとするものであります。

本市の教職員人事基本方針は、大阪府公立学校教職員人事基本方針及び人事取扱要領をもとに各事項を設定し、対応していきたいと考えております。

その基本方針は、教職員の人事におきましては、教職員の経験を豊かにし、資質を高め、活力のある学校園づくりを目指すものであります。校園長及び教頭の人事におきましては、その職責にふさわしい、高い識見と指導力を備えた人材の育成を図ろうとするものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育課教職員人事担当参事からご説明申し上げますので、何卒よろしくご審議の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事（田代 邦彦） 最初に人事基本方針からご説明させていただきます。

この人事基本方針は、大阪府の人事基本方針をうけまして、貝塚市公立学校の管理職及び教職員の人事に関する方針を定めたもので、大きく5点について挙げております。

1点目は、教育目標達成にむけ、適材を適所に配置すること。

2点目は、児童生徒数の増減を的確に把握し、計画的な人事異動を行うこと。

3点目は、教職員の力量を高めるため、市町間、校種間の交流人事を進めること。

4点目は、新規採用者について、豊かな人間性を有する人材の確保ができるように、大阪府教育委員会に働きかけること。

5点目は、管理職については、高い識見と指導力を備えた人材育成に努めること。

としています。

続いて人事取扱い上の留意事項について、ご説明させていただきます。

大きな1番、教職員の人事については

(1)①教職員の構成について年齢や性別などを配慮し配置の適正化を図ること。

②個に応じた多様な教育が展開できるように教職員を配置すること。

(2)学校の活性化を図り、教職員の意欲の向上を図る人事を推進すること。

(3)異動及び配置換につきまして、勤務年数が長期にわたる教職員については、次の点に留意してまいります。

①新規採用者で、同一校園で4年以上勤務する教職員については、6年を目途として、異動を行ってまいります。

②新規採用者以外の者は、7年から10年を目途として計画的に異動を行ってまいります。

なお、10年目をむかえる者及び下記に示した教職員の個別事情については、必要に応じて大阪府教育委員会と協議を行ってまいります。

③市を越えた人事交流の推進により学校の活性化を図ります。

④新規採用教員の資質向上の観点から適正な配置を行います。

なお、下記のア～エに該当する個別事情については、考慮してまいります。

大きな2番の(1)、校園長及び教頭の人事につきましては、学校運営の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、配置してまいります。

(2)では、管理職となる人材を広域的に任用する、女性教職員の任用を積極的に推進するとしております。

大きな3番の、女性教職員につきましては、男女共同参画の観点から、能力を十分考慮し、学校運営の中心的な役職に任用するよう校長に指導してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長(鈴木 司郎) 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。浅田 真由美 委員。

○委員(浅田 真由美) 1.教職員の人事について(2)の、教職員の意欲向上とありますが、具体的にどのようなことですか。

○教育長(鈴木 司郎) 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事(田代 邦彦) 例えば、1校目で授業づくり・学力向上に意欲を持っている教職員につきまして、次の学校を考える際に、その先生の学力向上における研究をさらに推進できるような学校に配置するというような形を取ることで、先生が今学ぼうとしていることをしっかりと受け止め、その意欲に見合う学校へ配置するというを考えております。

○教育長(鈴木 司郎) 他にございませんか。田中 廉久 委員。

○委員(田中 廉久) 大阪府下において、教員の採用倍率はどのようになっていますか。

○教育長(鈴木 司郎) 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事(田代 邦彦) つい最近、府で最終の合格者数の発表がありました。具体的な資料は持ち合わせておりませんが、小学校で3倍から4倍であったと認識しております。

○教育長(鈴木 司郎) 田中 廉久 委員。

○委員(田中 廉久) 先生になりたいという希望者は多いですか。

○教育長(鈴木 司郎) 田代 邦彦 学校教育課参事。

○学校教育課参事(田代 邦彦) 今年度も、大学卒業後、貝塚市の学校現場で働いておられる教員1年目の先生はいらっしゃいます。学校現場で働きたいということで、大学4回生の後半にあたる、ちょうど今頃から教育委員会へ履歴書を持ってきて講師登録をする方や、教員採用試験を受けられている方はいらっしゃいます。

○教育長(鈴木 司郎) 昔と比べると、教職課程を取ることができる私立大学が増えており、裾野は広がっているのが現状です。一時、大阪の教職員の給与を大幅にカットしたことで、近隣他府県へ教職員の就職が流れた時代もありましたが、それに比べると戻ってきている感じはあります。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第8、議案第52号 令和3年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件を議題といたします。

議案第52号 令和3年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和3年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和3年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会を閉会いたします。

午後1時59分 閉会

|             |  |
|-------------|--|
| 貝塚市教育委員会教育長 |  |
| 貝塚市教育委員会委員  |  |
| 貝塚市教育委員会委員  |  |